

議案第16号

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年阿見町条例第24号)の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月3日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年阿見町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

| | |
|--|--|
| 児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断 |
| 乳幼児に対する健康診査 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）新旧対照表

| 改正前 | 改正後 | 備考 | | | | |
|--|--|--|---------------------|-------------|--------------------------------------|--|
| <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></p> <hr/> <p>_____が行われた場合であって、<u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u>の結果を把握しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>3・4 (略)</p> | <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）</u>（以下この項において「<u>健康診断等</u>」という。）が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる</u>健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>同欄に掲げる</u>健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>_____の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="994 962 1720 1246"> <tr> <td data-bbox="994 962 1357 1102">児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td> <td data-bbox="1357 962 1720 1102">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="994 1102 1357 1246">乳幼児に対する健康診査</td> <td data-bbox="1357 1102 1720 1246">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>3・4 (略)</p> | 児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断 | 乳幼児に対する健康診査 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 | |
| 児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断 | | | | | |
| 乳幼児に対する健康診査 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 | | | | | |

議案第 16 号説明資料

【改正の理由】

内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「阿見町条例」という。）について、基準省令に準じた改正を行う。

【改正内容】

(1) 利用乳幼児及び職員の健康診断に関する改正【第 17 条】

今回の改正は、事業所の健康診断の検査内容が乳幼児検査の内容と重複する場合に、事業所での検査を省略可能にすることで、同じ検査を二重に行う必要をなくし、乳幼児の身体的負担を減らすことが目的です。

- ・ 事業所で重複検査を省略できる健康診断の規定に、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査を追加する。
- ・ 事業者が把握すべき健康診断に、乳幼児に対する健康診査が追加されるよう変更する。